

【第1部 総論】

第1章

計画策定の趣旨

1 計画の目的

わが国の高齢化率は、総務省のデータによれば平成23年10月1日現在で23.4%となっており、高齢化率23%を超える超高齢社会に突入しています。

葉山町では、総人口が緩やかな増加傾向を示しているのと合わせ65歳以上の高齢者人口も年々増加しており、高齢化率は平成23年10月1日現在で27.0%に達し、今後も上昇し続けることが見込まれます。

高齢化が急速に進行する中で、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして平成12年4月に介護保険制度が創設されたことにより、介護サービスの提供基盤が急速に整備されるとともに、サービス利用者は着実に増加するなど、介護保険制度はわが国の高齢期を支える制度として定着してきました。

こうした中、今後平成27年にはいわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、介護保険制度を維持しつつ要介護状態になる前の高齢者に対し介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

また、要介護高齢者の多くは認知症であり、その数は今後も更に増加すると見込まれることから、認知症高齢者の特性に応じたケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身高齢者世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっているところです。

このような状況において、本町では、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、平成26年度までの高齢者福祉及び介護保険事業の計画目標を盛り込んだ「第5期(平成24年度～平成26年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

平成24年度からの新たな計画として本計画を策定するにあたっては、本町の高齢者福祉施策及び介護保険事業に関する基本的考え方や目指すべき取り組みを、総合的かつ体系的に整理し、高齢者の福祉や介護の課題に対応することを目指しました。

2 計画の位置づけ

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の性格

第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の根拠法のひとつであった老人保健法が平成19年度で廃止され、老人保健事業として実施していた事業が、健康増進法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業へ移行されたことを踏まえ、第4期計画から保健計画部分を分離して、高齢者福祉計画・介護保険事業計画として計画を策定しています。

なお、訪問指導やがん検診、特定健康診査等の保健事業については、葉山町特定健康診査等実施計画の中で位置づけを行っています。

①高齢者福祉計画とは

高齢者福祉計画とは、老人福祉法第20条の8に規定された計画で、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保をはじめとする高齢者の福祉について定めるものです。

具体的には、介護サービス基盤の整備を含む高齢者の総合的なプランとして、高齢者福祉施策の基本的方向、今後取り組むべき具体的な施策、計画の推進体制などを盛り込んだ内容となります。高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体のものとして作成する必要があります。

②介護保険事業計画とは

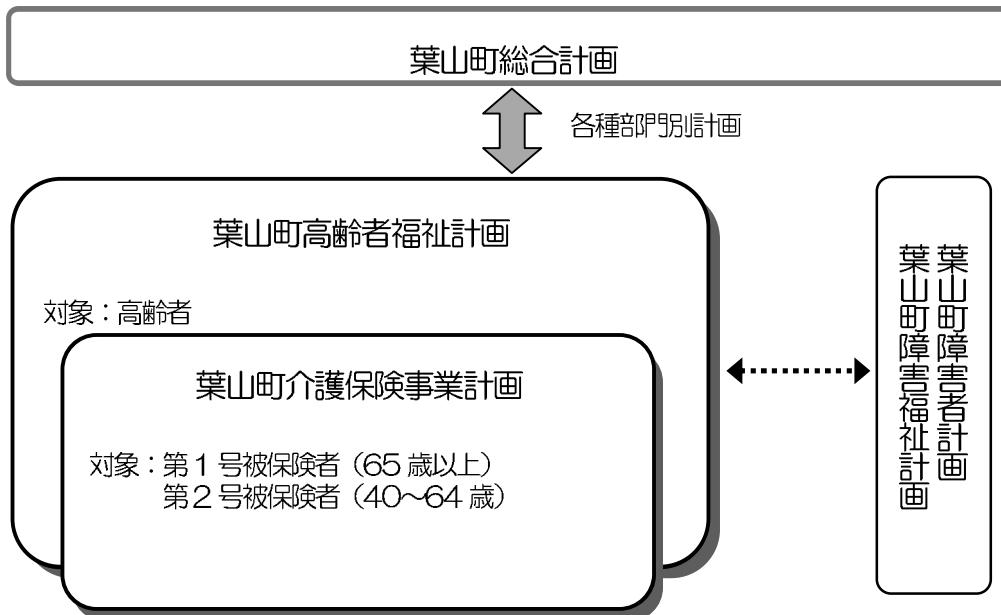
介護保険事業計画とは、介護保険法第117条第1項に規定された計画で、国の基本指針に即して、3年を一期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定めるものです。介護保険事業計画においては、次にあげる事項を定めることとされています。

- 日常生活圏域ごとの各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保の方策
- 各年度における地域支援事業に要する費用額、量の見込み、見込量確保の方策
- 介護サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 介護予防サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- その他介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と定める事項

(2) 両計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画を包含した一体的な計画とします。

また、「葉山町総合計画」における保健福祉分野の方針である「安全で安心して暮らせるまち」を目指すことにより、本計画の上位計画にあたる「葉山町総合計画」との整合を図ります。

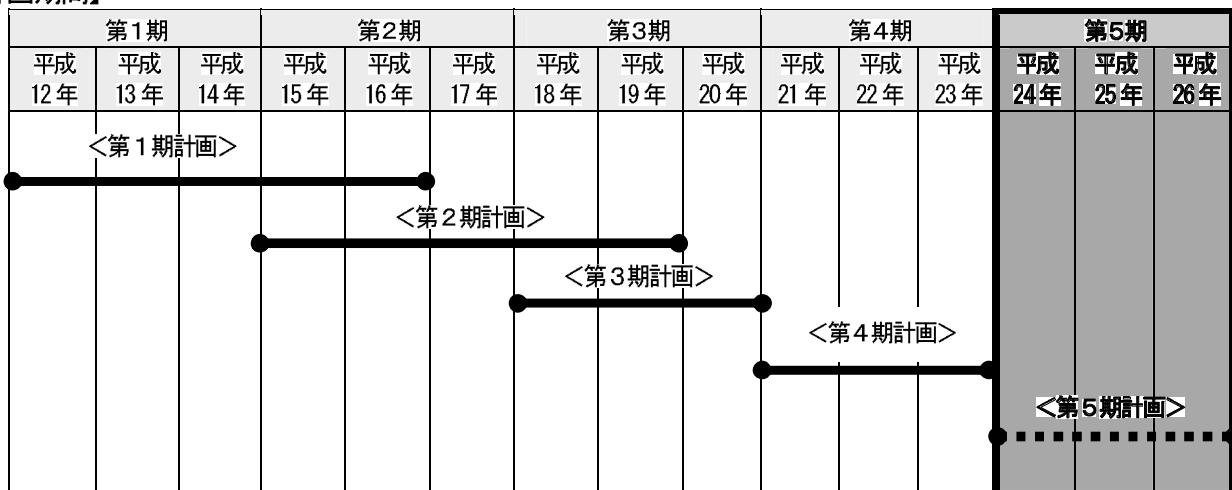


3 計画期間

この計画の計画期間は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3か年の計画とします。

今後、介護需要の変化、基盤整備の状況、介護保険財政の状況等、計画の進行管理を常に行いながら、平成 26 年度中に再度見直しを行うこととします。

【計画期間】



4 計画策定にあたって

(1) 計画策定のための体制

①住民参加による計画策定

計画策定にあたっては、保健医療関係者及び被保険者代表からなる委員で構成する「葉山町介護保険事業計画等運営委員会」(以下「運営委員会」)で、計画案を検討しました。

②高齢者の実態把握

本計画の対象である要支援・要介護認定者とその介護者、要支援・要介護認定者を除く高齢者の実態及び意向等を把握するため、また、介護サービスの提供状況を精査するために、各種アンケート調査を実施しました。

③住民への意見募集(パブリック・コメントの実施)

計画策定にあたっては、計画の素案を住民に公開し、広く意見募集を行いました。意見募集の方法としては、町ホームページ、町役場1階福祉課窓口、町政情報コーナー、保健センター、図書館及び福祉文化会館に意見募集案内と計画素案を掲示するとともに、「広報はやま」にも、意見募集のお知らせを掲載しました。

(2) 重点目標

第5期計画では地域包括ケアの実現を目指すため、次の4点を新たな重点施策として基本目標に盛り込みました。

※「地域包括ケア」とは、高齢者が要介護状態になつても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体化して提供していく考え方です。

①認知症高齢者への支援

—【第2部 第1章】

徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、介護を行う家族への支援に努め、認知症高齢者が地域でできる限り自立した生活を送れるよう支援体制を整えます。

②医療との連携

—【第2部 第3章】

短時間リハビリを含むリハビリ施設の誘致に取り組むとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携に努めます。

③災害時における対策の強化

—【第2部 第4章】

災害時要援護者リストを活用し、災害時における高齢者支援対策に努めます。

④高齢者虐待防止への取り組み

—【第2部 第4章】

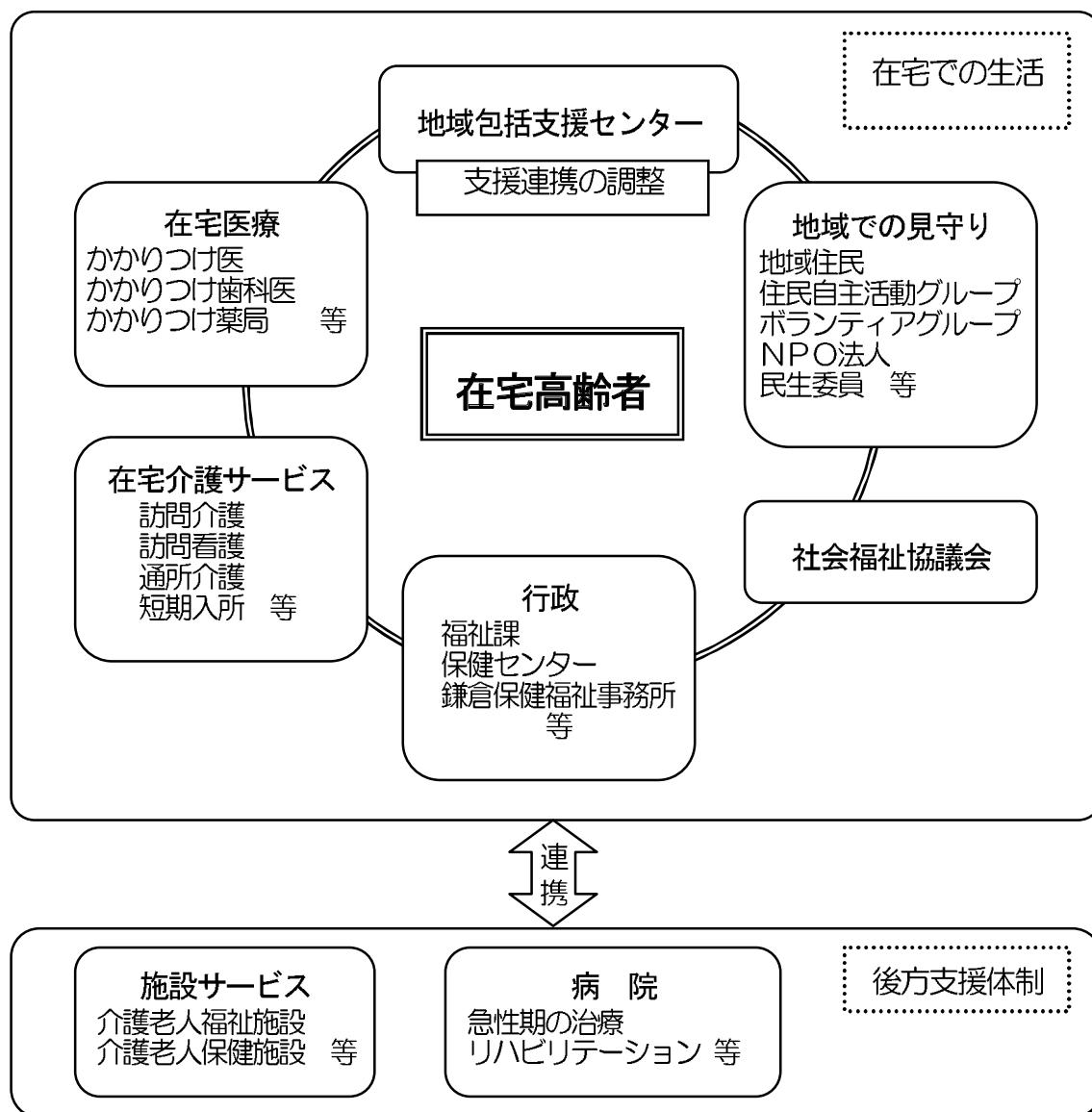
家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待防止に努めます。

5 計画の推進に向けて

(1) 地域生活支援体制の構築

地域包括支援センターの3機能(介護予防マネジメント機能、総合相談支援・権利擁護機能、包括的・継続的マネジメント機能)を核として、医療・介護・見守りなどのサービスを提供する関係機関・団体が連携することにより、高齢者一人ひとりの状況に応じ、必要な医療・介護等のサービスが適切に提供される仕組みが確保されていることが大切です。

地域包括支援センターを中心に、保健福祉、介護、医療機関等のネットワークとしての地域包括ケアシステムを構築して、高齢者の状態に見合った、各種ケアの提供や、相談援助などを包括的に行うことができる体制の実現に努めます。



(2) 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、下記の事項について、国や県と密接な連携を図りながら、施策の実行に努めます。

また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対して必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要望していきます。

- ①制度全般の運営
- ②施設整備等のサービス基盤整備
- ③サービス提供事業者の指導
- ④介護保険事業所情報の提供
- ⑤その他

(3) 町内組織との連携

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくよう、民間と密接に連携しながら「ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山」を推進していきます。

そのためにも、地域包括支援センターを中心に地域住民、民生委員・児童委員等と地域での見守りを行い、病状、病歴、健康状態を把握できるかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことを推奨するとともに、必要に応じ社会福祉協議会や在宅介護サービス事業者と連携を図るなど、在宅介護を充実させていきます。

また、重度の要介護者に対しては、施設サービスや病院を利用できるよう支援を行っていきます。

